

第 8 期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実						
在宅医療・介護連携の推進						
1	105	地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議（部会・ワーキング）において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化する。	区役所が主体的に会議を開催し対応策を検討、具体化：18区/24区	○	令和３年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。
2	105	「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図ります。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	地域の医療・介護に関する会議への参画：区24区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。
3	105	「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図ります。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化する。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：23区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進めます。
4	105	医療・介護関係者等や関係機関との連携を実現するには、「顔の見える関係」を構築することが重要であるため、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携の推進を進めます。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。	多職種研修会の開催：13区/24区	△	令和３年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。
5	105	在宅での療養が必要となったときに適切にサービスを選択できるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であるため、普及・啓発の取組みを進めることで、理解の促進に努めます。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：19区/24区	○	今後も、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組めます。
6	105	医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努めます。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成すべきツールの検討を実施する。	地域で充実又は作成すべき情報共通ツールの検討：22区/24区	◎	今後も、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組みます。
7	105	P D C A サイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組みを進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をP D C A サイクルに沿って実施する。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：15区/24区	○	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）						
8	110	【地域包括支援センターの資質の向上】 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業実施基準※に基づく評価結果 目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準	事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、工夫を凝らし柔軟な対応を行うなど、すべての地域包括支援センターにおいて適切かつ安定的な運営が行われている状況にあると、市地域包括支援センター運営協議会において評価を受けています。 また、評価結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、計画に基づき研修を実施し、地域包括支援センターの資質の向上を図りました。 ・事業実施基準（包括） 基準達成：61包括（92%） ・応用評価基準 基準達成：65包括（98%） ・事業実施基準(認知症強化型) 基準達成：24包括（100%）	◎	高齢者のニーズに応じた相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターのよりよい運営・活動を推進していくよう、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上に取り組めます。
9	110	【自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進】 地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。	自立支援等に資する地域ケア会議 ※の推進目標値等：各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 ※介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種の連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みました。 自立支援型ケアマネジメント検討会議：663回	◎	介護支援専門員への適切な助言やさらなる多職種連携の意識を高められるよう、地域包括支援センターへの研修等を通じて質の向上を図るとともに、専門職や市民への自立支援・重度化防止の取組みについて、引き続き周知していきます。
地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）						
10	113	地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にするなど、地域における見守りネットワークのさらなる強化にむけ、取組みを行います。 孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる対応及び体制を強化します。	・CSWの配置 ・地域への要援護者名簿提供状況 ・孤立世帯等への専門的対応	・CSWの配置 24区合計98名 ・地域への要援護者名簿提供状況 市内全333地域 ・孤立世帯等への専門的対応 相談対応：307,356回 ケース会議：4,222回	◎	コロナ禍において、様々な地域活動が制限されているが、見守りの取組みを後退させないよう、各区・各地域において、それぞれの実情に応じ、工夫を凝らしながら取組みを進めています。
11	113	認知症高齢者等への対応については、警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組めます。	・認知症高齢者等の行方不明事案への対応	認知症高齢者見守りネットワーク事業として、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで発信し、早期に発見する仕組みを進めました。 ・利用登録者数：4,122人 ・協力者数(企業・団体):2,776件 協力者数(民生委員):2,776人 ・メール配信件数：118件	◎	引き続き警察等との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期発見の仕組みづくりに取り組めます。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実						
12	116	各区の好事例を共有する研修会を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組みを進めます。	・相談受付件数 ・総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数 ・スーパーバイザー派遣件数 ・研修会等開催状況	・相談受付件数：217件 ・総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数：130件 ・スーパーバイザー派遣件数：68件 ・研修会等開催状況：28件	◎	令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組みを着実に進めていますが、支援困難事例などの継続ケースの増加等の課題があります。市全域において事業の水準を高めていくために、今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用していきます。
権利擁護施策の推進【高齢者虐待防止の取組の充実】						
13	122	高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。	・虐待の知識・理解の普及啓発状況	高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動については、市民や関係機関等へのリーフレット及び効果的な啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めています。	○	令和2年度養護者による高齢者虐待の通報は1,169件と、令和元年度の1,100件を上回り、毎年増加傾向にあります。しかし、本人の状況の変化にいち早く気付ける立場にある地域からの通報件数はいまだ少ないのが現状です。高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの体制の充実、強化を図ります。
14	122	関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」においては、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。各区では、高齢者虐待防止のネットワーク（連携体制）を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。	・ネットワークの構築 ・施設従事者等の意識の向上	本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル（1回）及び区レベル（24回）で開催しました。高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めています。	○	高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等の支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進めます。
15	122	養護者虐待の主な発生要因については、「養護者の介護疲れ・介護ストレス」であることから、地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行います。	・地域包括支援センターの養護者の介護負担軽減にかかる取組み状況	介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するとともに当事者意識の育成・支援を図ることを目的に家族介護支援事業を行いました。 ・参加者数：6,093人	◎	新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の開催が難しくなっているが、WEB開催や配信等、新たな手法にも取り組んでいる。引き続き、感染防止対策に留意しながら取組みを進めていきます。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
16	122	要介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。 また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き要介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2021(令和3)年度 6,730か所 2022(令和4)年度 6,969か所 2023(令和5)年度 7,138か所	集団指導における人権擁護に関する研修参加は6,707か所。	◎	97.8%の事業所に対して実施することができた。欠席者に対しては、実地指導を実施し、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図る。
権利擁護施策の推進【成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進】						
17	123	保健福祉センターをはじめ地域包括支援センター、ランチなどの相談支援機関が本人を中心とする「チーム」（後見等開始後はこれに後見人が加わる）を形成し、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」が「チーム」を支援します。また、大阪市成年後見支援センターをネットワークの中核機関として位置づけ、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を果たします。	・地域連携ネットワーク構築状況	大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう取り組んでいます。 また、「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めています。5つの部会は、それぞれ年2回開催しました。	○	協議会の各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいきます。協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に必要なに応じて「専門職」を派遣し、さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくなるための検討を行います。
18	123	市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。	・市民後見人の養成・支援状況	市民後見人の養成・支援を強化するため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討しました。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オリエンテーションを動画視聴に切り替え、養成講座を開催しました。 成年後見支援センターにおいて、一般市民や相談支援機関職員等を対象に「市民後見人」の趣旨・活動内容を広く周知するため、啓発講演会の開催等を行いました。	○	より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、効果的な普及啓発を行う必要があります。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要です。 制度利用を必要とする方の増加が見込まれることや、今後の制度利用の促進の取組みも踏まえて、後見の担い手（市民後見人）を確保する必要があります。
19	123	「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人は円滑に制度に移行し、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう引き続き取り組みます。	・必要な方を制度移行に繋げるための取組みの状況	あんしんさぽーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進めています。	○	制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くなります。制度利用促進部会において、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討します。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
2 認知症施策の推進						
認知症施策の推進【普及啓発・本人発信支援】						
20	128	認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成について、特に認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する養成講座を拡大します。	認知症サポーター、キャラバンメイト養成状況等	認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施しました。 ・認知症サポーター養成数：9,421人 ・キャラバン・メイト養成数：34人	◎	新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域での認知症サポーター養成講座の開催も少なくなっています。 今後も引き続き感染予防に留意しながら養成を進めていきます。
21	128	世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えて、認知症に関する普及啓発を推進します。 診断直後等は認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きいことから、先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきた思いを共有できるピアサポーターによる相談活動を支援します。 また、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、こうした場等を通じて把握した本人の意見を認知症施策に反映するよう努めます。	認知症に関する普及啓発の推進	9月の世界アルツハイマー月間において、市役所本庁舎のオレンジライトアップ（9/21）や、市役所本庁舎・区役所等における啓発動画放映などにより、認知症に関する普及啓発を集中的に実施しました。 また、認知症の人本人が、自身の活動や思いを語る動画を作成し、認知症アプリやホームページ上で公開することで普及啓発を実施しました。	◎	認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには認知症に関する理解促進が重要であることから、引き続き様々な機会を捉えて認知症に関する普及啓発を進めていきます。
認知症施策の推進【予防】【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】						
22	129 130	【認知症初期集中支援推進事業の推進】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	・医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 ・支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上／年	全区で認知症初期集中支援チームを展開しました。 ・医療・介護等の支援につながった割合：95.6% ・支援終了時における在宅生活率：83.4% ・訪問支援対象者数：1,177人	◎	認知症初期集中支援推進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも継続的に支援を行うことができています。引き続き支援者への研修の実施等によりスキルの維持向上を図っていきます。
認知症施策の推進【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】						
23	130	かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。	医療従事者等の認知症対応力向上の促進状況	かかりつけ医認知症対応力向上研修：131名（8月7日実施） 薬剤師認知症対応力向上研修：321名（9月11日実施） 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修：医療機関実施型 5病院 154名 認知症サポート医養成研修：25名 歯科医師認知症対応力向上研修：53名（12月19日実施） 看護職員認知症対応力向上研	◎	引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施します。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
24	130	「認知症介護基礎研修」、「認知症介護実践者研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護指導者養成研修」を引き続き実施するとともに、効果的な実施方法について検討を行います。	介護従事者の認知症対応力向上の促進状況	認知症介護基礎研修は、認知症介護研究・研修仙台センターを指定法人としてeラーニングにより実施しました。 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修は、認知症介護指導者を中心とした協議体を開催し、研修内容等について検討しています。また、研修は受講者等の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインにより実施しました。	○	コロナの影響により養成数が減少している部分もあるが、良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施します。
認知症施策の推進【認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援】						
25	132	【オレンジサポーター地域活動促進事業の推進】 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」の仕組みを構築するとともに、認知症の人にやさしい取組みを行うオレンジパートナー企業の登録を増やしていくことにより、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取組みます。	「ちーむオレンジサポーター」数 目標値：2023（令和5）年度末までに300チーム	認知症地域支援コーディネーターを対象に連絡会を開催し、チーム立ち上げに関する説明を行いました。また4区の認知症地域支援コーディネーターとワーキング会議を開催し、オレンジサポーター養成のための認知症サポーターステップアップ研修の内容等について検討を行いました。 認知症サポーターステップアップ研修をオンラインも併用した方法により3回開催しました。 ・オレンジサポーター養成数：262人 ・ちーむオレンジサポーター登録数：53チーム ・オレンジパートナー企業登録数：542件	◎	オレンジパートナー企業については順調に登録数が増加しています。 ちーむオレンジサポーターについては新型コロナウイルス感染症の影響によりステップアップ研修の遅れや地域活動が難しい等の課題はあるが、認知症カフェなどで活動している認知症サポーターにステップアップ研修の受講勧奨を実施し、チームの登録につなげるなどの取組みを進めています。
26	132	若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、今後も、大阪府と連携しながら、研修等により認知症地域支援推進員の質の向上を図るとともに、若年性認知症の人の就労継続に向けた企業関係者等の理解を深める取組みを含めた、若年性認知症についての普及啓発に取り組めます。	若年性認知症の人への支援状況	・令和4年1月に企業関係者等を対象にした若年性認知症啓発セミナーを開催しました。 ・各区に配置した認知症地域支援推進員により若年性認知症の人への支援を行いました。	◎	今後も引き続き若年性認知症についての普及啓発等に取り組めます。 また、若年性認知症の人への支援については、広範な知識や高度な専門性が必要であるため、支援者に対する研修等により支援力の強化を図っていきます。
27	132	認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げる取組みを推進します。	認知症の人の社会参加支援状況	令和元年度より、社会参加活動の拠点として大阪市認知症の人の社会活動推進センター（ゆっくりの部屋）を設置しており、認知症の人当事者によるピアサポート活動を行うとともに、認知症の人の社会活動の機会を拡げる取組みを推進しました。	○	拠点が1か所であることから、認知症の人が遠方から来所することが困難であり、利用者の地域が限定されています。今後は、認知症の人が通える身近な地域において、社会活動の場所や機会を作る必要があります。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
認知症施策の推進【大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供】						
28	134	弘済院附属病院は、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」で専門診療にあたるとともに合併症医療に取り組んでいます。特に診断後支援に重点を置き、もの忘れ教室、家族会の開催、非薬物治療としてのグループ回想法や、若年性認知症の本人やその家族へのサポートを行うほか、2017(平成29)年度より若年性認知症外来を開始しました。 さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、専門医療・介護機能を活かして利用者の家庭、地域への復帰を促進していきます。また、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信します。 弘済院第2特別養護老人ホームでは、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組めます。また、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組めます。 今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、医療と介護が一体となった新たな拠点の整備として、弘済院の認知症医療機能・介護機能の継承・発展を図り、認知症の人やその家族を支援していきます。	・もの忘れ外来では、相談機能の強化を図りつつ各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、専門医療・介護機能を活かして利用者の家庭、地域への復帰を促進する。 ・専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信する。 ・弘済院第2特別養護老人ホームでは、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築に努める。 ・認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学と連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組む。 ・臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組む。	・もの忘れ外来の中の専門外来として、自動車の運転に関する診療や、若年性認知症外来を実施している。特に若年性認知症外来では、相談員が支援に積極的に関わりながら、院内で開催している「本人サポートの会（患者本人や家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」と連携し、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう取組んだ。 ・もの忘れ外来の診断後支援の取組みについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、もの忘れ教室や本人サポートの会は個別相談へ変更したほか、家族会などは開催を見合わせている。 ・専門職を対象とした研修は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン開催とするなど手法を変更して実施した。公開講座などの市民向け情報発信は集合型開催を見合わせているが、ホームページに「弘済院通信」を開設し、認知症の医療・介護に関する知識などについて、わかりやすく短時間にまとめた動画を配信した。 ・医療・介護の一体的支援としては、弘済院附属病院と第2特別養護老人ホームで研究会を設け、特に前頭側頭葉変性症のケアについては定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ねた。 ・各種臨床研究については、弘済院附属病院と大阪市立大学大学院医学研究科、生活科学研究科と引き続き取組んだ。 ・研修講師派遣については、集合型の研修は減少しているが、オンライン開催の研修講師依頼が増加した。	○	・弘済院附属病院もの忘れ外来では、令和2年2月以降患者数がやや減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための受診控えや外出自粛が影響していると考えられる。 ・患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、認知症と診断を受けた後に適切な支援につながらないまま状況が悪化する「空白期間」を避けるため、地域の関係機関との連携をより強化しながら早期診断・治療ならびに診断後の支援の充実に取組んでいく。 ・各種情報発信は、今後より多くの方に発信できるよう、オンライン開催やホームページでの動画配信など、ICTの活用をはじめ感染予防に努めた実施手法を検討し取組んでいく。 ・研修生の受け入れについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため院外からの受入は制限している。 ・研究活動や質の高い医療の提供、ならびに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、さらに長期的視野にたった人材育成に努めていく。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
3 介護予防・健康づくりの充実・推進						
介護予防・重度化防止の推進						
29	139	<介護予防の充実> 「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「百歳体操」で使用するおもちゃDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。	2025（令和7）年度末までに20,000人の参加をめざし、毎年度、参加者目標数を設定し、段階的に目標を達成する。 2021(令和3)年度末 17,100人 2022(令和4)年度末 17,800人 2023(令和5)年度末 18,500人	要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸出やリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施し、「百歳体操」等の介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図りました。 ・参加者数：15,594人	◎	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、通いの場での活動を休止する参加者が多く存在していました。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、各関係機関と連携しながら引き続き事業の周知啓発を実施します。
30	139	社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組みを推進します。	介護予防ポイント事業 活動者数 2021(令和3)年度末 1,358人 2022(令和4)年度末 1,871人 2023(令和5)年度末 2,384人	65歳以上の高齢者が、福祉施設等で介護予防活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援活動を行った場合に活動実績に応じた換金可能なポイントを付与することで、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図る取組みを行いました。 ・活動者数：226人	×	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から大半の福祉施設等において、本事業の活動者を含む来訪者の受け入れを中止していたこともあり、活動実績としては目標を下回っています。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、活動登録者や受入施設に働きかけを行うなど、活動者の増加に取り組みます。
31	140	要介護者・要支援者への生活期のリハビリテーションサービスの提供については、高齢者が個々の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるように、リハビリテーションに関するサービス提供体制のあり方や実態の把握、課題の分析等を通して、要介護状態等の悪化の防止に資するサービス提供体制の構築に必要な目標を設定し、取り組んでまいります。	リハビリテーションに関するサービス提供体制のあり方や実態の把握、課題の分析を通して、要介護状態等の悪化の防止に資するサービス提供体制の構築に必要な目標を設定し、取り組む。	第9期計画策定に向けて、大阪市の生活期のリハビリテーションサービス提供体制に係る現状把握を行うため、市内の理学療法士にインタビューを行った。	○	実態の把握、課題の分析などサービス提供体制にかかる状況を全国や他地域との対比を行う中で、問題点の有無など専門職の視点での分析が重要となる。 専門職である理学療法士ヘインタビューを行ったが、課題抽出にはケアマネジャーへのインタビューも行う必要がある。また、国が示しているリハビリテーション指標の分析についても行う。
健康づくりの推進【生活習慣病の予防】						
32	145	健康寿命のさらなる延伸を目標とする健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていきます。 主に40歳から64歳の方を対象にして、地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談等による個別支援を行い、事業実施においては、正しい知識の普及に止まることなく、調理実習を取り入れるなど、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努めます。	・地域健康講座（壮年） ・訪問指導事業 ・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導 ・食生活習慣改善指導事業 ・健康相談 ・骨粗しょう症検診	生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病対策として、保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、健康相談等を実施しています。 生活習慣病重症化予防として、大阪市健康診査等の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施しています。 これら取り組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成しています。 さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めています。	○	新型コロナウイルス感染拡大（第4・5・6波）の影響により、講座等の開催回数及び受講者数等は、コロナ前と比較すると減少している状況である。 引き続き、地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成及び使用して、コロナ禍の生活様式を意識した普及啓発を図り、訪問指導事業では対象者の把握に努めていく。 生活習慣病重症化予防では、コロナ禍による受診控え等がある中、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげていくために、感染症対策を徹底したうえで未受診者に対する効果的な受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導に努めていく。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□事業内容、指標等	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
33	145	がん検診の受診率向上にも努めます。具体的には、がん検診の重要性や受診日程等の普及啓発、個別受診勧奨を行うとともに、市民ニーズの高い夜間や休日開催の拡充など受診しやすい環境整備に努めます。	・大阪市がん検診受診者数(受診率)	がん検診受診率の向上に向けては、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施した。具体的には、各区の広報誌等での周知や連携企業と協力した広報・啓発（民間施設でのデジタルサイネージによる広報や保険会社によるチラシの配付など）を実施してきた。その他、個別の受診勧奨ハガキを対象者へ送付するなど受診者数の増加に努めた。 また、夜間や休日の開催も各区において実施し、受診しやすい環境整備に努めた。	○	新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2年度の受診者実績よりは回復してきたものの、依然コロナ前と比較すると減少している状況であり、今後も効果的な受診勧奨方法を検討するなど、更なる受診率向上に努めていく。
34	145	骨粗しょう症予防の啓発と早期発見のための骨粗しょう症検診の受診勧奨に努めます。	・骨粗しょう症検診受診者数（受診率）	骨粗しょう症検診についても、がん検診事業と併せて受診勧奨に努めた。また、民間施設等でのイベント開催を行うなどして、更なる受診者数の増加に努めた。 （令和3年度 骨粗しょう症検診実施回数：285回）	○	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予約枠の制限を継続していたこともあり、前年度よりは増加しているもののコロナ前と比較すると受診者数については減少している状況である。今後は密を避けながらも、検診実施可能な体制等を再考するなど、受者数の増加に向けて検討が必要である。
健康づくりの推進【こころの健康】						
35	146	ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の習得は、抑うつや不安等の心理的苦痛を減らすことに役立つことから普及啓発に努めます。また、うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていきます。	開催状況・相談件数等 ・こころの健康講座 ・うつ病家族教室 ・精神保健福祉相談 ・ゲートキーパー養成研修 ・自死遺族相談	・こころの健康講座 4回予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止。3回で88名の参加。 ・うつ病の家族教室 平日と休日コースの1回ずつ各コース2回実施し延54名の参加。うつ病の家族教室修了者交流会は8回実施し21名の参加。 ・精神保健福祉相談 老人精神保健相談は177名、うち認知症関係は61名。 ・ゲートキーパー養成研修 初期介入スキル研修2回43名、教職員等支援者向け1回50名、大学生向け5回233名 ・自死遺族相談 47回開催し、相談者延93名	○	・こころの健康講座 参加者アンケートで満足度93%、理解度97%と高い結果であった。来年度も関心の高いテーマを企画していきたい。 ・うつ病の家族教室 多くが広報を通じての申込の為、次年度も各区の相談員に広報を依頼。 ・ゲートキーパー養成研修 感染拡大のため大学の授業時間数が減り実施が難しかったり、今後オンラインでの要望があると思われるが、一方的な講義にならないよう工夫が必要。 ・自死遺族相談 昨年度より相談件数が減少しており、周知拡大を行った。その効果か相談件数が増えたため、次年度も定期的に幅広く周知を行っていく。
保健事業と介護予防の一体的な実施						
36	147	KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行います（ハイリスクアプローチ）。	ハイリスクアプローチ実施状況 後期高齢者医療訪問歯科健診 【目標】 訪問歯科健診を受診し、口腔機能を改善する行動をとることができる。 【評価指標】 訪問歯科健診受診者数や割合の増加・目標にした日常生活行動変容が実施できた人数や割合の増加 【評価方法】 訪問歯科健診受診者数・割合 ・目標にした行動変容ができた人数・割合	・KDBシステムを活用した課題整理や事業企画等のため、ワーキング会議を5回、連絡会議を2回実施 ・ハイリスクアプローチの事業である後期高齢者医療訪問歯科健診について8月から開始し、9月に要介護3以上で歯科レセプトがない方等を抽出し個別勧奨を行った。 【結果】実施人数：健診30人、保健指導5人。健診結果判定区分「異常なし」（2人/6.6%）、「要観察」（3人/10%）、「要指導」（11人/36.7%）、「要治療」（14人/46.7%）。口腔指導結果：行動変容ができた者（1人/20%）。 【評価】申込み数は昨年度（17人）より増加し、通院による歯科健診が困難な高齢者が自身の口腔機能の状態を知り、改善する機会になったと考える。	○	受診者の殆どが個別勧奨通知を見て申込んでおり、受診者数は昨年度より増加（約1.8倍）した。また、電話での問い合わせも多くあり、本事業対象外の方にも広域連合が実施する歯科健診を案内したり医療機関を紹介するなど受診勧奨の機会となったことから、個別勧奨通知の一定の効果はあったと考えられる。一方、口腔機能に問題を抱える高齢者が多いことが明らかになったため、さらに受診者を増加させる必要がある。次年度以降に向けて、本事業の周知方法や抽出基準について、検証が必要。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
37	147	通いの場等において、K D B システム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与します（ポピュレーションアプローチ）。	ポピュレーションアプローチ実施状況 ・フレイル予防普及啓発事業（介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業） ・フレイル状態の保健指導等支援事業（食生活習慣改善指導事業） 【目標】 フレイル予防に関する普及啓発を行い改善するきっかけをつくり、また、フレイル要因を持つ方を把握し指導する機会とする。 【評価指標】 フレイル予防に関する普及啓発回数・人数、健康相談・保健指導件数の維持 【評価方法】 把握している通いの場等における実施回数・人数、健康相談・保健指導件数	・K D B システムを活用した課題整理や事業企画のため、ワーキング会議を5回、連絡会議を2回実施 ・各事業においてフレイルの視点を強化し、介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業/食生活習慣改善指導事業を各地域の通いの場等で実施している。 【結果】 実施した通いの場数は819箇所、実施人数は48,438人。 【評価】 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、実施回数・参加人数は減少～横ばいであったが、可能な範囲で事業は継続し、参加者のフレイル予防にかかる生活習慣改善や行動変容のきっかけになった。	○	新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、感染拡大前の参加状況に回復させることを目指す。各事業が再開する際には、参加を自粛していた人や再開しても来ない人への周知・支援をどうするかが課題である。
高齢者の社会参加と生きがいづくり【高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援】						
38	150	高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援します。	・生涯学習インストラクター登録者数 ・紹介件数 ・成立件数	・生涯学習インストラクター登録者数：443名 ・紹介件数：165件 ・成立件数：57件	△	コロナの影響により対面での講習・講義が主体の依頼件数が減少した。
高齢者の社会参加と生きがいづくり【生きがいづくり支援のための基盤整備】						
39	152	多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、スポーツ環境の整備充実やスポーツ参加機会の充実を図る施策等を通じて生涯スポーツの振興を推進します。	・生涯スポーツの振興状況	スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたプールの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進しています。	◎	生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがいづくり、また介護予防に寄与していると認識しており、引き続き取り組んでいます。
40	152	生涯学習センターや生涯学習ルーム事業等において、高齢者に対する学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。	・生涯学習・文化活動の推進状況	「高齢者の社会参加促進事業」として、3月末までに16回実施	○	上半期はコロナの影響により、日程変更をして実施した。下半期にも工夫をしながらも実施できた。 生涯学習・文化活動についてはWeb開催も増えているが、高齢者には対面や実体験型を希望する声が多く、またweb関係の機器の操作が苦手な方の割合も他世代に比べて高いため、実施方法のより一層の工夫が必要である。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
41	152	「老人福祉センター」において、高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進しています。 老人福祉センター等の施設や老人クラブ等の組織が、情報発信機能を発揮しながら、連携を図っていくとともに、大阪市としてもその活動を引き続き支援し、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていきます。	・老人福祉センター等の取組み状況	高齢者の生活に関わる各種相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供等を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行った。	○	老人福祉センターの運営にあたっては、徹底した感染対策をとりながら、各種活動を行った。緊急事態宣言の発令により、令和3年4月26日～6月20日まで休館していたが、高齢者の生活に関わる各種相談や自宅で取り組むことができる脳トレを配布する等、休館中であっても実施できる取り組みを行った。 令和3年6月21日からは、感染症拡大を防止するための措置を取りながら、各種活動を順次再開。 令和3年8月2日から9月30日までは、大阪市の指示により体操等のみとし、令和3年10月1日からすべての活動を実施。
42	152	高齢者の就労支援として、大阪市シルバー人材センターにおいては、より多くの高齢者が社会においていきいきと活動できるよう就業情報提供機能の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する人材の養成を図る子育て支援講座や、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施しています。	シルバー人材センターにおける就労支援等状況	就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきた。	○	高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるような環境づくりを行うため、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援した。 コロナウイルス感染拡大に伴い、会員数が減少する中、入会説明会や就業開拓等の積極的に行い、契約件数・契約金額ともに増加に転じた。
ボランティア・NPO等の市民活動支援						
43	154	これまでボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけを行うことで新たなボランティアの担い手を発掘するため、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりのほか、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。	ボランティア活動への参加促進等状況	・大阪市社協のボランティア・市民活動センターを中心に、各区社協のボランティア・市民活動センターにおいてボランティア養成講座、需給調整等の実施 ・企業等の社会貢献活動への相談対応及び支援の実施 ・ボランティア活動をしたい、ボランティアの応援が欲しい等の相談に対して、個別での相談マッチングの実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事業相談件数 559件	○	・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや、各相談窓口の特色を生かしたボランティアの需給調整等を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図ります。 ・福祉ボランティアコーディネーション事業を通して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を引き続き実施していく必要がある。
44	154	市民、企業等からの寄附を区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業を支援しています。	区政推進基金（市民活動団体支援型）等状況	市民活動推進助成事業 助成事業数9事業	◎	地域課題・社会課題の解決に向けた市民活動団体の活動が自立的・継続的なものになるよう支援していく必要があり、助成対象事業の活動周知・広報を意識した支援をすすめるとともに、「市民活動推進助成事業」の認知度向上を図り、市民活動団体が行う公益的な事業を推進していく。
45	154	「大阪市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。	・市民活動支援状況	大阪市民活動総合ポータルサイトにおける情報発信件数 1,008件	○	市民活動総合ポータルサイトが各活動主体により活用されるよう、その存在及び有用性の認知度向上を図る。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実						
介護予防・生活支援サービス事業の充実						
46	158	「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、モデル事業における課題や効果を踏まえて、地域における住民相互の支え合い、助け合いの体制づくりを推進できるよう、対象範囲を全市に広げ取組みを進めていきます。	・住民の助け合いによる生活支援活動事業の取組み状況 2021(令和3)年度末 2,664人 2022(令和4)年度末 2,664人 2023(令和5)年度末 2,664人 (延べ人数/年)	地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる取組みを行いました。 ・延べ人数：548人	×	事業実施対象地域を市内全域としていますが、各事業者が活動範囲を指定しており、現在の実施地域が、港区及び東成区、生野区及び旭区（周辺区の一部地域を含む）に留まっています。 実施地域の拡大にあたっては、地域との合意形成を着実にやっていく必要があることから、生活支援体制整備事業とも連携し、新たに地域で生活支援サービスの有償活動を立ち上げる際に本事業を活用するよう制度周知を行っていきます。
47	158	介護の担い手のすそ野を広げる取組みとして実施する「生活援助型訪問サービス」については、指定事業所において、資格要件等の基準を緩和したサービス従事者によるサービス提供体制が適切に確保できるよう、大阪市が実施する研修修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法等について検討を進めます。	生活援助型訪問サービス提供体制確保に向けた取組み・検討状況	全24回開催74名修了	○	研修修了者増加及び修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）
48	158	総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改革の趣旨を踏まえつつも大阪市の実情に合わせて、弾力化の取組みの必要性について検討していきます。	総合事業の対象者の弾力化の取組み・検討状況	総合事業の対象者の弾力化については、厚生労働省老健局長通知「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」（令和3年9月21日付老発0921第3号）において、弾力化の対象者について、「補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者」と示されたところであり、本市では平成29年の総合事業開始以降、補助（助成）による介護予防・生活支援サービス事業を実施していないことから、対象者の弾力化の取組対象となりえない状況となりました。 そのため、今後、本市として補助（助成）によるサービス実施の必要性の検討を行うにあたっては、総合事業の対象者の弾力化の取組みの必要性についてもあわせて検討していくこととします。	△	—

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
生活支援体制の基盤整備の推進						
49	160	地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、生活支援コーディネーターの体制の充実を図り、協議体等の会議を通じた関係機関との情報共有や地域ケア会議等への積極的な参画・連携により、生活支援・介護予防サービスの充実に取り組めます。	地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた地域ケア会議等へ参画	生活支援体制整備事業において、ボランティアやN P O、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組みました。 ・地域ケア会議への参画：511回	◎	第1層に加え第2層コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアやN P O、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組めます。
50	160	生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。	生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発	・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行いました。 ・地域資源の開発実績：新規・拡充182件、継続支援：199件	◎	・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、検証・見直しを行い、P D C Aサイクルに沿った取組みを進めます。 ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進します。
51	160	就労的活動については、既に生活支援コーディネーターが支援を行っているところもみられますが、他都市の事例も参考にしながら、高齢者個人の特性や希望に合ったより良い就労的活動の支援について、今後検討していきます。	就労的活動の支援の取組み・検討状況	生活支援コーディネーターが、地域課題や地域ニーズに応じて、地域住民のカフェ活動の立上げや継続支援、ボランティア養成講座などを行いました。 （令和3年度実績：講座数152回）	◎	生活支援コーディネーターが、引き続き、ボランティアやN P O、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、就労的活動を含む、多様なサービスの創出・拡充に取り組めます。
介護給付等対象サービスの充実						
52	161	高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていくことが重要です。	地域全体の理解促進にかかる状況	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット（ハートページ）』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っています。 （ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置）	◎	引き続き要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。
53	161	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等にあたっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んで行きます。	・地域密着型サービス運営委員会開催状況等地域密着型サービスの適切な運営にかかる取組み	地域密着型サービス運営委員会は、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的に開催しています。（年6回）	◎	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めております。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
介護サービスの質の向上と確保【介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価】						
54	162	利用者が適切な事業者を選 択できるよう、すべての介護サ ービス事業者に「介護サービス情 報の公表」が義務化されてお り、大阪市では公表に関する事 務や公表データの管理を行う 「介護サービス情報公表セン ター（大阪）」を指定し、厚生 労働省の「介護サービス情報 公表システム」を通じて情報提 供を行っています。	介護サービス情報の公表と福祉サ ービスの評価の状況	介護サービス情報の公表事業所 数：6,244事業所	◎	指定時や実地指導などの機会に、公表システ ムに登録するよう指導する。
介護サービスの質の向上と確保【介護サービスの適正化】						
55	163	国民健康保険団体連合会の データから、近年増加が顕著な サービス付き高齢者向け住宅 や有料老人ホーム等の入居者 に対してケアプランを作成する 割合の高い事業所などへ直接 訪問し、ケアプランが「利用者の 自由な選択を阻害していない か」、「真に必要なサービスが適 切に位置づけられているか」をケ アマネジャー（介護支援専門 員）の同席のもと確認検証 し、「気づき」を促すとともに「自 立支援に資するケアマネジメン ト」の実践に向けた取組みを支 援します。	ケアプランチェック（居宅サービス計 画） 訪問事業所数 2021(令和3)年度 172か所 2022(令和4)年度 175か所 2023(令和5)年度 179か所	ケアプランチェック実施事業所数42 か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を 鑑み、令和3年11月からの開始と なっている。（新型コロナウイルス感 染症拡大防止の措置として、令和 2年3月以降のケアプランチェックを 中止としていた。）	△	新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ実 施していく。
56	163	国民健康保険団体連合会に 業務を委託し、同連合会から 保険者に対して提供される介 護給付情報と医療給付情報 の突合結果をもとに、給付状 況等を確認したうえで、疑義が ある内容について、各事業者へ 照会を行い、重複請求等請求 の誤りが判明した場合は、返還 を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績 突合点検（医療情報との突合） 2021(令和3)年度 5,648件 2022(令和4)年度 5,761件 2023(令和5)年度 5,876件	2021(令和3)年度：6,786件	○	給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行 い、請求等が適正に行われるよう引き続き点 検を行う。
介護サービスの質の向上と確保【介護サービス事業者への指導・助言】						
57	163	高齢者向け賃貸住宅に介護 サービスの必要な人を住まわ せ、過剰または不適切な介護 サービスを行うケースに対応す るために、一つの住所において多 くの利用者に介護保険のサービ スを提供している訪問介護事 業者や居宅介護支援事業者 の状況を国民健康保険団体 連合会のデータ等を活用して 把握し、重点的な指導を行いま す。	一つの住所で10人以上の利用者に 介護保険サービスを提供している訪 問介護又は居宅介護支援事業者へ の実地指導数 2021(令和3)年度 75か所 2022(令和4)年度 76か所 2023(令和5)年度 77か所	実地指導数23か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を 鑑み、令和3年11月からの開始と なっている	△	新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ実 施していく。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
58	163	介護サービス事業所に対する 実地指導の一部委託化を推 進し、実地指導の実施率の向 上を図ると共に、市職員が虐 待や不正請求等の重要案件 に一層、重点的に取り組めるよ うにしています。	実地指導実施率 2021(令和3)～2023(令和5) 各年度 16.6%以上	実地指導実施率4.1% 実地指導数376か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を 鑑み、令和3年11月からの開始と なっている	△	・ より効率的な実地指導に努め、引き続き、 指定の更新期間である6年に1度の実地指 導を行うことを目標に取り組んでいます。 ・ 苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅 速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケア を改善させ、不正に対して厳正に対処してい きます。
介護サービスの質の向上と確保【介護支援専門員の質の向上】						
59	163	居宅介護支援事業所の介護 支援専門員が作成するケアプ ランが、利用者の自立を促すと ともにニーズにそっているかを点 検指導し、ケアプラン作成にお ける問題点や課題を抽出、検 証のうえ、結果を介護支援専 門員へ周知することで、すべて の居宅介護支援事業所に対し て意識改善を図り、介護支援 専門員の資質向上をめざしま す。	ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2021(令和3)年度 384か所 2022(令和4)年度 391か所 2023(令和5)年度 398か所	391か所	○	引き続き介護支援専門員の資質向上をめざ す。
介護サービスの質の向上と確保【公平・公正な要介護（要支援）認定】						
60	164	公平・公正な要介護（要支 援）認定を行うためには、適正 な認定調査や審査判定を行う 必要があることから、認定調査 員等に対する研修を行うととも に、必要に応じ保健師の同行 や手話通訳者等を派遣するこ とにより的確な審査判定資料 を作成し、全国一律の基準に より審査・判定を行います。	認定調査員等研修 2021(令和3)年度 17回 2022(令和4)年度 13回 2023(令和5)年度 15回 保健師の同行・手話通訳者等の派 遣 必要に応じて実施	認定調査員等研修 計28回 (新規研修 W e b) 18回 (現任研修 集合) 10回	◎	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、 新規研修についてはWebで実施した。また、現 任研修については指定事務受託法人と居宅 介護支援事業所に向けて複数回に分けて集 合研修を実施した。特に現任研修において、 受講者アンケート結果により、Web研修希望 があったことから令和4年度以降検討していくこ ととする。
介護サービスの質の向上と確保【介護分野の文書に関する負担軽減の取組み】						
61	164	厚生労働省社会保障審議会 介護保険部会「介護分野の文 書に係る負担軽減に関する専 門委員会」中間取りまとめの 内容を踏まえて、引き続き申請関 連文書の簡素化及び標準化、 I C T等の活用による負担軽 減を進めてまいります。	介護分野の文書に関する負担軽減 の取組み状況	処遇改善加算等取得の提出書類 につきましては、今年度分よりキャリア パス要件や労働保険の確認資料に ついては事業所保管となり、押印も 省略されるなど一定簡素化してい る。	○	引き続き申請関連文書の簡素化及び標準 化、I C T等の活用による負担軽減を進め る。
介護人材の確保及び資質の向上						
62	165	大阪市社会福祉研修・情報セ ンターにおける研修の実施な ど、介護サービス事業等の従事 者の資質向上に取り組ま す。 また、福祉教材を活用した福 祉教育の推進など、福祉に関 する理解促進やイメージアップ を図ります。	左記の具体的な取組みについて、第 8期についても、引き続き取り組む。	・大阪市社会福祉研修・情報セン ターにおいて、介護サービス事業等の 従事者の資質向上の観点から、福 祉専門職のスキルアップのための研 修等を実施 【研修受講者満足度評価】 5段階で4.5 ・小学生用福祉教材や教員の指導 用副教材を作成し、配付 【アンケート調査において、福祉教材 を活用した小学校教員が「児童の 福祉へのなじみや理解が深まった」と 回答した割合】 95.1%	○	・大阪市社会福祉研修・情報センター 新型コロナウイルス感染症の感染対策を引き 続き行っていく必要があり、オンライン開催や動 画配信など、開催方法を工夫して実施していく 必要がある。 研修受講者満足度評価等の目標が達成で きるように、受講者に対して満足度に関するア ンケートを実施し、効果検証を行いながら、受 講者に満足してもらえる研修を行っていく必要 がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関す るアンケートを実施して効果検証を行いなが ら、引き続き、総合的な学習の時間等における 福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機 会を設けていく。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
63	165	専門職が、専門性を発揮し、誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取組みをさらに推進するとともに、介護の周辺業務を担う「介護助手（アシスタントワーカー）」等の、新たな人材についても検討に加えるなど、人材のすそ野の拡大に取り組んでいます。	左記の具体的な取組みについて、第8期についても、引き続き取り組む。	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 福祉・介護の現場で働く福祉専門職から福祉の仕事の魅力が伝わる感動エピソードを募集し、優良事例の選考を実施 ・介護の職場 担い手創出事業 介護助手（アシスタントワーカー）導入に向けたモデル事業を実施	○	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 選考した優良事例を表彰し、福祉専門職の仕事に対するやりがいを支え、事例を漫画作品化し公表することで、福祉・介護の仕事のイメージアップを図っていく必要がある。 ・介護の職場 担い手創出事業 モデル事業における、効果検証から、福祉・介護人材の育成・支援についての効果があったことから、次年度以降、高齢施設だけではなく、障がい者施設にも広め、福祉・介護人材の取組みを進めていく必要がある。
64	165	要支援者等に対するサービス提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを身体介護などのより専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を広げる取組みを進めています。	生活援助サービス従事者研修受講者数	全24回開催74名修了	○	研修修了者増加及び修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）
65	165	介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組めます。	処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 4,001か所 2022(令和4)年度 4,057か所 2023(令和5)年度 4,114か所 特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 2,603か所 2022(令和4)年度 2,639か所 2023(令和5)年度 2,676か所	処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度4,122か所（令和4年3月末現在） 特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度3,002か所（令和4年3月末現在）	◎	引続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組めます。
在宅支援のための福祉サービスの充実						
66	167	高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進めます。	在宅支援のための福祉サービス実施・検討状況	・高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めました。 ・日常生活用具給付事業においては、火災警報器の設置時に消防局と連携するなど、高齢者世帯における火災の未然防止に努めました。 ・緊急通報システム事業においては、従来の固定型機器における課題を解決し、確実な緊急通報体制を維持しながら、利用者の利便性の向上を図るため、携帯型機器の導入に向けて取り組みました。	◎	家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、取組みを進める必要があります。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□〔事業内容、指標等〕	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
5 高齢者の多様な住まい方の支援						
	多様な住まい方の支援					
67	169	市民が多様な住まい方を選択 することができるよう、大阪市立 住まい情報センターにおいて、 関係団体と連携し、高齢者な どに対する住宅相談も含めた 住まいに関する様々な情報提 供サービスを実施します。 高齢者の住まいに関する情報 の提供等が身近な窓口で行え るように検討します。	高齢者の住まいに関する情報の提供 にかかる状況	住まい情報センターにおける情報提 供等について、高齢者を含む施設 利用者に対して、約7,500件の住 宅相談対応や約26,300件の情報 提供を行いました。また、セミナー・シ ンポジウムについても計40回開催 し、約1,900人の参加があり、高齢 者を含む多くの方を対象とした情報 提供サービスを実施しました。	◎	住まい情報センターにおいては、住宅に関する 様々な情報提供ができており、引き続き、多様 化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相 談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウムの 開催に取り組んでいきます。
	居住の安定に向けた支援					
68	171	建替えを行う市営住宅について は、高齢化対応設計を行うとと もに、既存の市営住宅について もバリアフリー化を推進します。	市営住宅のバリアフリー化の推進状 況	建替えを行う市営住宅全住戸を対 象とした高齢化対応設計の実施 1,162戸	◎	今後も高齢者に安定的な居住の場を提供す るため、「大阪市営住宅ストック総合活用計 画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設 置の効率的・効果的な実施により市営住宅の 高齢化への対応を進める。
69	171	高齢化が進む市営住宅団地 において、高齢者の生活支援 や子育てサービスの提供など、 団地や地域の活性化につな がるコミュニティビジネス等の活動 拠点として、N P O等の団体 に市営住宅の空き住戸を提供 するなど、市営住宅における高 齢化への対応を進めます。	市営住宅の住戸を活動拠点とする地 域コミュニティの活性化に資する活動 等取組み状況	市営住宅のコミュニティ活性化事業 募集件数 7件 応募件数 3件 選定件数 3件	◎	市営住宅の空き住戸を活用して、引き続き、 団地や地域の活性化につながるコミュニティビジ ネス等の活動拠点の提供を行う。
70	171	民間住宅においては、高齢者 をはじめとする住宅確保要配 慮者の入居を拒まない賃貸住 宅の登録制度に取り組むとと もに、住宅セーフティネット法に規 定される居住支援協議会であ る「O s a k a あんしん住 まい推進協議会」に参画し、大阪 府等と連携しながら、高齢者等 の入居を受け入れる民間賃貸 住宅やその仲介を行う不動産 事業者、居住支援を行う団体 等の情報提供を行うなど、高 齢者の民間賃貸住宅への入居 を支援します。	高齢者をはじめとする住宅確保要配 慮者への入居支援にかかる取組み状 況	セーフティネット住宅登録戸数： 6,385戸（累計） あんしん・あんぜん賃貸住宅登録戸 数：5,074戸（累計） サービス付き高齢者向け住宅登録 戸数：8,579戸（累計）	◎	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入 居を拒まない賃貸住宅の登録が順調に進んで いる。引き続き、住宅確保要配慮者の入居を 拒まない賃貸住宅の登録の促進に取り組んで いく。
71	171	介護保険給付における住宅改 修や、介護保険制度を補完す る制度として大阪市が独自に 実施する高齢者住宅改修給 付事業により、高齢期における 身体機能の低下に対応した、 自立や介護をしやすい生活環 境の整備を推進します。	・介護保険給付サービス住宅改修費 の支給件数 ・高齢者住宅改修費給付事業の支 給件数	住宅改修に対する支援としては、介 護保険制度において、自立や介護 をしやすい生活環境を整えるため、 小規模な住宅改修について、改修 費の介護保険給付を行っています。 給付の際には、利用者の一時的な 負担を解消するため、支給対象とな る費用（支給限度額）の1割、2 割又は3割負担で済む「給付券方 式」を導入しています。 また、介護保険制度の支給対象と ならない工事費用の一部について、 高齢者住宅改修費給付事業を実 施しています。 【令和3年度】 ・介護保険給付サービス住宅改修 費の支給件数…8,610件 ・高齢者住宅改修費給付事業の 支給件数… 44件	◎	・介護保険における住宅改修件数の多くが給 付券を利用した工事となっており、制度利用の 利便性がより一層図られたことにより、高齢者 が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能 となっています。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高め るために、給付券登録事業者数の増加を図る とともに、登録事業者への研修内容の充実を 図っていきます。 ・高齢者住宅改修費給付事業については、引 き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完 する制度として本市が独自に実施することによ り、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続 できるよう支援を実施していく必要があります。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
施設・居住系サービスの推進						
72	172	○ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型で整備を推奨していきます。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても府の基金事業等を活用して支援します。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室での整備も可能としています。	整備目標数（年度末定員数） 2021(令和3)年度 14,600 2022(令和4)年度 14,700 2023(令和5)年度 14,800	特別養護老人ホームについては、令和3年度末現在167施設（うち地域密着型17施設）定員14,500人（うち地域密着型施設436人）が整備済です。 また200人分を公募を行い、4施設190人分を選定し、残り10人分はショートステイからの転用を行いました。 なお、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となっております。	◎	特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進めます。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施しております。
73	173	○ 介護老人保健施設 介護老人保健施設については、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である方に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設としての整備を進めています。	整備目標数（年度末定員数） 2021(令和3)年度 8,200 2022(令和4)年度 8,200 2023(令和5)年度 8,200	介護老人保健施設については、令和3年度末現在85施設、定員8,044人分が整備されています。 不足分の整備を進めるため、令和2年11月に156人分の公募を行い、1施設156人分を選定を行いました。	◎	特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。
74	173	○ 介護療養型医療施設及び介護医療院 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設された「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。 現行の介護療養型医療施設については、経過措置期間が2023(令和5)年度末までとされているため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めていきます。	整備目標（年度末定員数） 介護医療院 2021(令和3)年度 37 2022(令和4)年度 37 2023(令和5)年度 245 介護療養型医療施設 2021(令和3)年度 157 2022(令和4)年度 157 2023(令和5)年度 0	介護医療院については、令和3年度末現在1施設、定員42人分が整備されています。 介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和3年度末現在、3施設103床となっております。 経過措置期間が6年間延長されることとなったことから、令和5年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定しています。	◎	引き続き介護医療院等への転換促進のための支援を行っていきます。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
75	173	○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の人のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めていきます。	整備目標（年度末定員数） 2021(令和3)年度 4,860 2022(令和4)年度 5,080 2023(令和5)年度 5,300	認知症対応型共同生活介護については、令和3年度末現在232事業所・定員4,699人分が整備されています。 令和4年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると4,918人分となっています。	◎	グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっています。 また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じています。 認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努めます。
76	174	○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など） 今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていきます。	整備目標（年度末定員数） 2021(令和3)年度 10,410 2022(令和4)年度 10,605 2023(令和5)年度 10,800	特定施設入居者生活介護については、令和3年度末現在157施設、定員10,200人分が整備されています。 令和4年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含める10,587人分となっています。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていきます。
77	174	○ 養護老人ホーム 養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。	施設の整備状況等	護老人ホームについては、令和3年9月末現在、12施設定員767人を整備しています。 介護ニーズへの対応のため、12施設中2施設が特定施設の指定を受けています。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。
78	174	○ 軽費老人ホーム 軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。	施設の整備状況等	軽費老人ホームについては、令和3年3月末現在、19施設、定員705人と、経過的軽費老人ホーム（A型）1施設、定員50人の計入所定員755人を整備しています。 介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けています。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。
79	174	○ その他 介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していきます。	看取り環境整備事業の取組み状況	令和3年9月に大阪府から改正要綱が示されたことを受け、本市要綱を制定しました。 また、令和4年度の予算確保に向けて、事業量調査を行いました。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていきます。

NO	計画 頁数	第8期における具体的な取組	目標□(事業内容、指標等)	令和3年度		
				実施内容	自己 評価	課題と対応策
住まいに対する指導体制の確保						
80	175	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいきます。	実地指導件数等	令和4年3月末現在の届出・登録数 ・有料老人ホーム 396届出、うち15件 ・サービス付き高齢者向け住宅 190登録、うち60件 ※3年度については新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、緊急性の高いもののみ実施。	○	・より効率的な実地指導に努めます。 ・苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。
81	175	食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームに該当するにも関わらず、有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組みます。	届出の勧奨等の取組み状況	新型コロナウイルス感染防止対策を図り、12件存在した未届け有料老人ホームについて、現地に出向くなど、調査を行った。	○	有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組みます。
災害・感染症発生時の体制整備						
82	176	自然災害などの災害対策において、介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等が義務付けられています。非常災害対策計画の策定にあたっては、未策定及び不十分な内容とならないように集団指導や実地指導を通じ、介護施設等に対する指導・助言に取り組めます。	介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況	令和3年4月にBCPの策定が義務付けられたことから、実地指導の際に、経過措置はあるものの早急な策定を指導している。	○	引き続き、実地指導の際に、早急な策定を指導していく。
83	176	感染症予防等の観点を踏まえた介護施設等に対する研修実施などの事前準備や、感染症発生時であっても、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、介護施設等や在宅で受けられる代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築に取り組めます。	・介護保険施設等におけるBCP（業務継続計画）策定等に関する取組み状況 ・そのほか左記の具体的な取組み状況	厚労省においてBCPの作成支援に関する研修動画がサービス類型ごとにまとめられ掲載されており、本市のホームページにも掲載している。	○	研修等の要望等があれば、関係機関と連携し、可能な限りご相談に応じていく。